本号で公布された法令のあらまし

◇令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（政令第三三号）（内閣府本府）

1　令和元年一〇月一一日から同月二六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めることとした。（第一条関係）

2　令和元年一〇月一一日から同月二六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第三四号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による災害及び平成三〇年五月二〇日から七月一〇日までの間の豪雨及び暴風雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令（政令第三五号）（経済産業省）

1　意匠登録令の一部改正関係

基礎意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権の設定等の登録の申請に関する規定について所要の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　関連意匠の意匠権に関する経過措置

基礎意匠の意匠登録出願の日が特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）の施行の日前である場合における関連意匠の意匠権の移転等に関する所要の経過措置を定めることとした。（第二条関係）

3　施行期日

この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

政　令

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

第一条　令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百四十二号）第一条に規定する災害をいう。次条において同じ。）についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、令和二年度とする。

（災害対策基本法施行令第四十三条第六項の規定の適用の特例）

第二条　令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第六項の規定の適用については、同項中「四年」とあるのは「十五年」と、「一年」とあるのは「三年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三